

加熱式たばこ等の法令上の区分等について

	紙巻たばこ	加熱式たばこ	電子たばこ ^{※2}
たばこ税法の適用	適用あり	適用あり	なし
たばこ税法における製造たばこの区分 ^{※1}	喫煙用の製造たばこ 紙巻たばこ (第2条第2項第1号イ)	喫煙用の製造たばこ 加熱式たばこ (第2条第2項第1号ホ)	—
たばこ税法取扱通達 ^{※1}	紙巻たばこ 紙その他たばこを含まないものによって巻かれた製造たばこをいう。	加熱式たばこ たばこ又はたばこを含むものを 燃焼せず 、加熱(水その他の物品を加熱することによる加熱を含む。)して、たばこの成分を吸引により喫煙し得る状態に製造された製造たばこをいう(水パイプで喫煙するための製造たばこを除く。)	—
燃焼の有無	あり	なし	なし

※1 平成30年10月1日から適用

(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)等によりたばこ税法(昭和59年法律第72号)等の一部が改正されたことによるもの)

※2 現在流通しているものにニコチンやたばこ葉を含むものはなく、電気を熱源として燃焼を伴わないものが流通している。

火災予防の観点から、喫煙等を制限

消防法

第3条第1項及び第5条の3第1項により、消防吏員は「**火災の予防に危険であると認める**」場合に、火遊び、**喫煙**、たき火、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備を命ずることができる。

第23条により、市町村長は、**火災の警戒上特に必要があると認める**ときは、**期間を限って、一定区域内**におけるたき火又は**喫煙**の制限をすることができる。

火災予防条例(例)

※ 各自治体で火災予防条例を制定する際に参考とするもの

第23条により、**消防長等が指定する場所**における、**喫煙**、裸火の使用、火災予防上危険な物品の持ち込みを規制している。ただし、火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

＜指定する場所＞・劇場等の舞台又は客席 ・百貨店等の売場又は展示部分 ・重要文化財等

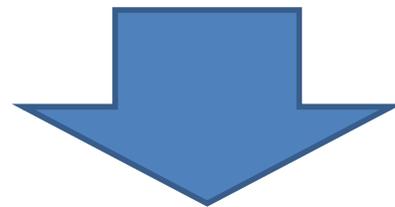
第28条第5項で、作業現場では火災予防上安全な場所に**吸殻容器**を設け**喫煙**することを求めている。

第29条において、**火災に関する警報が発せられた場合の火の使用**を以下のとおり規制している。

- ・屋外において、引火性又は爆発製の物品その他の可燃物の附近で**喫煙**しないこと
- ・山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると市町村長が指定した区域内での**喫煙**しないこと
- ・残火(**たばこの吸殻**を含む。)、取灰又は火粉を始末すること

加熱式たばこ等に関する現在の消防本部の考え

- マッチ、ライター等で点火し、喫煙する一連の行為、を喫煙と位置付けている消防本部がある。
- 現時点では、加熱式たばこ等の火災発生危険が明確ではなく、判断基準がないことから、喫煙規制の対象と考えている消防本部がある。
- 加熱式たばこ等と紙巻たばこを見分けることが出来ないことが指導上の課題である、と考えている消防本部がある。



検討の目的

火を使用せず燃焼しないこととされている加熱式たばこ等の消防関係法令上の扱いを明確にするとともに、適用される安全対策を整理する。

今後の検討予定

